

1 本仕様書は、(財)横浜開港150周年協会(以下協会)におけるシンボルマーク、マスコットキャラクター等(以下マーク等 別紙参照)の管理運営及び公式記念品やマーク等を使用する商品その他に関わる制作、販売業務他を実施するための仕様書とする。

2 委託内容について

(1) 業務目的

ア 協会におけるマーク等の包括的な管理運営を実施すること。

イ マーク等のライセンス商品の事業計画に基づき、会期前・会期中・会期後の展開を効果的に実施すること。

(2) 業務内容

ア マーク等使用承認手続

(ア) マーク等の使用を希望する者(以下「使用者」という。)からマーク等の使用申請を受付け、協会が定める使用承認基準に基づき承認事務代行を行い協会へ取り次ぐ。但し、使用承認は協会が行う。

(イ) マーク等の使用についてガイドラインを定めたデザインマニュアルを作成する。

(ウ) マーク等の基本使用料率

a 商品の場合は、販売価格の10%以内とする。

b 景品の場合は、制作費用の3%以内とする。

c 広告(基本パターン以外の使用も含む)の場合は3%以内とする。

d 上記項目に該当しない場合は別途料率を協会が決定する。

(エ) マーク等の有償使用の場合は、使用者に対し協会指定の証紙を発行し、商品等ごとに貼付を指導し、監督する。証紙については、制作(制作費用負担を含む)、管理をする。

(オ) 使用料報告書(ロイヤルティレポート)を定期的に協会へ提出する。

イ 公式記念品制作及び販売管理

横浜開港150周年にふさわしい公式記念品の商品の企画、制作、販売を実施する。また来場者サービスとして十分な販売体制を整える。

ウ インターネット販売管理

販売サイトの展開、運営にあたってはPR効果等にも配慮し、実施に当たっては開幕1ヶ年前を目安に開始する。

エ 会場内公式記念品売店運営管理

会場内売店(1,000㎡を予定)を運営し販売管理を行う。これの運営について

は、協会の別途定める関連規則及び規程に基づくものとする。また、これに伴う権利金、売上納付金は協会が別途定める関連規則に基づき納付する。

オ 会場外公式記念品取扱店舗運営管理

会場外で扱われる公式記念品取扱店舗の運営管理及び販売委託先の開発をする。

3 業務条件

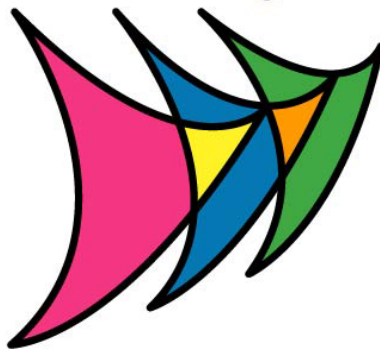
- (1) 協会はライセンス管理運営業務に対し、業務に関わる委託料、諸経費は支払わない。
- (2) 業務委託による協会へのマーク等の使用料最低保証金は30,000,000円とする。
但し、支払条件、方法、期日他については、後に取り交わす契約書に基づくものとする。
- (3) マーク等の展開、商品開発に関しては、協会の承認を得るものとする。

4 委託期間

ライセンス管理運営業務委託期間は、契約締結の翌日から2008年3月末とする。
但し、年度毎に更新し、2010年3月末日までとする。

(別紙) シンボルマーク、マスコットキャラクター等

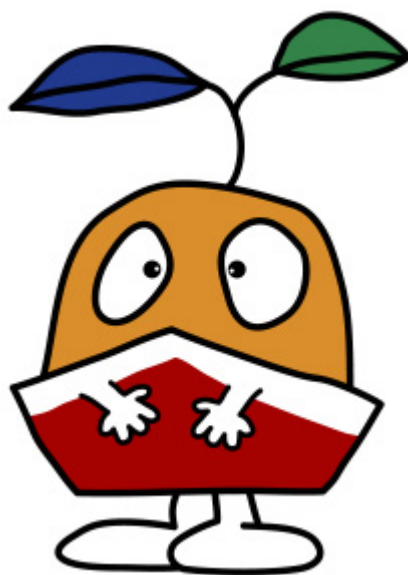
①財団法人横浜開港150周年協会ロゴマーク



②横浜開港150周年記念テーマイベントロゴマーク



③横浜開港150周年記念事業マスコットキャラクター



④横浜開港150周年記念事業マスコットキャラクター

愛称 (公募中)